

回答様式

契約件名	東北自動車道 みちのく橋床版取替工事
------	--------------------

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	入札公告 5-4 (4)	左記について、最終参考見積書に記載された見積対象項目の総額は、入札時に最終参考見積書を超えない限り変更ができるものとし、とございますが、最終参考見積書の提出にあたり、週休2日に係る費用は含まないとした場合の経費については、見積書に記載した金額に週休2日の経費の補正（共通仮設費：1.04、現場管理費：1.05）を行い、その金額を超えなければ入札が可能となるという理解でよろしいでしょうか。	週休2日推進に係る諸経費額においては、入札公告 5-4 (4) に示す入札判定の対象外です。
2	金抜設計書について	今回工事場所が栃木県那須塩原市千本松から福島県須賀川市牛袋となっておりますが、積算にあたり労務単価について「栃木県」か「福島県」どちらを採用されておられますか。	土木工事積算基準に基づきお考えください。
3	様式 3-3：経費に関する参考見積書	『※上記単価には、週休2日に係る費用は含まないで下さい。』と記載がありますが、各社が提出した週休2日に係る費用を含まない見積金額を選定し採用した共通仮設費および現場管理費の週休2日補正（共通仮設費：1.04、現場管理費：1.05）は行って工事費を決定すると考えて宜しいでしょうか、ご教示願います。	週休2日推進に係る諸経費額は、最終参考見積書より別途、特記仕様書 25-26-3 の規定に基づき算出の上計上します。